

## 団体の概要 (NGO/NPO)

団体名 特定非営利活動法人 環境会議所東北

所在地	〒981-3121 宮城県仙台市泉区上谷刈三丁目 10-6 TEL: 022-218-0761 FAX: 022-375-7797 E-mail: kk-tohoku@kk-tohoku.or.jp		
ホームページ	<a href="http://www.kk-tohoku.or.jp">http://www.kk-tohoku.or.jp</a>		
設立年月	平成 10 年 10 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 平成 11 年 5 月 13 日		
代表者	三浦 隆利	担当者	須藤 典郎
組織	スタッフ 10 名 (内 専従 2 名) 個人会員 5 名 法人会員 101 名 その他会員 (賛助会員等) 4 名		
設立の経緯	環境会議所東北は異業種の企業家や日本青年会議所の有志により平成 8 年発会。平成 10 年 10 月産業者など 21 社が参加して設立。 平成 11 年 5 月には宮城県から 7 番目の特定非営利活動法人として認証を受けました。		
団体の目的	この法人は、環境共創の循環型社会構築実現を図るため、環境調和型経営による環境保全をめざして、廃棄物の発生の抑制及び再生資源の利用を促進するための情報提供、交換、さらに施策提案、調査、啓蒙活動などの事業を行い、もって地球全体の利益の増進に寄与することを目的とする。		
団体の活動プロフィール	<p>(1) NPO 理念に則った活動の展開 NPO は公益を目的とした団体であり、営利を目的とした団体ではありません。しかし、活動にはコストがかかります。そこで環境会議所は実費を賄う程度の会費や費用で活動を展開しています。</p> <p>(2) 中小・中堅企業に適応した支援とシステムの提供 環境経営コンサルティングは相当の費用がかかると同時に、ほとんどが大企業向けと言われています。私どもは、中小・中堅企業が実行できる、かつ効果があがるシステムを開発し、提供しています。</p> <p>(3) 「生命のつながり」の中で経営を考える 「環境を追い風に儲ける」という思想でなく、環境との調和した経営の実現を目指します。「人が生きることは他を生かすことが前提」という思想です。経営者だけでなく社員全員がこのようなエコロジー思想を持って仕事に携わることが環境経営の基盤であると考えます。</p>		

活動事業費 (平成 14 年度) 56,051,451 円

政策のテーマ 「産業廃棄物の許可制を公安委員会の試験・免許制に…」

政策の分野

- ・ 持続可能な循環型社会の構築

政策の手段

- ・ 法律及び国際条約の制定・改正または司法的解決

団体名：NPO法人 環境会議所東北

担当者名：須藤

**政策の目的**

「廃棄物処理法違反」はアトを絶たない。廃棄物現行法は廃棄処理の業ならびに施設の設置の許可権は都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）にある。不法が顕著であっても「行政指導」「改善指導」「措置命令」「代執行」と手続きを踏む。その間現場の環境劣化は進む。代執行とは実質税金の投入である。本提言は、廃棄物の処理業・施設の事業者を許可制から公安委員会の試験・免許制に移行し、自動車運転免許同様、点数制度を採用して、免許の取消し・停止処分により不法事業者の排除の促進と、健全業者の育成を図る。排出事業者と、処理業者の「共同業務」により持続可能な循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

**背景および現状の問題点**

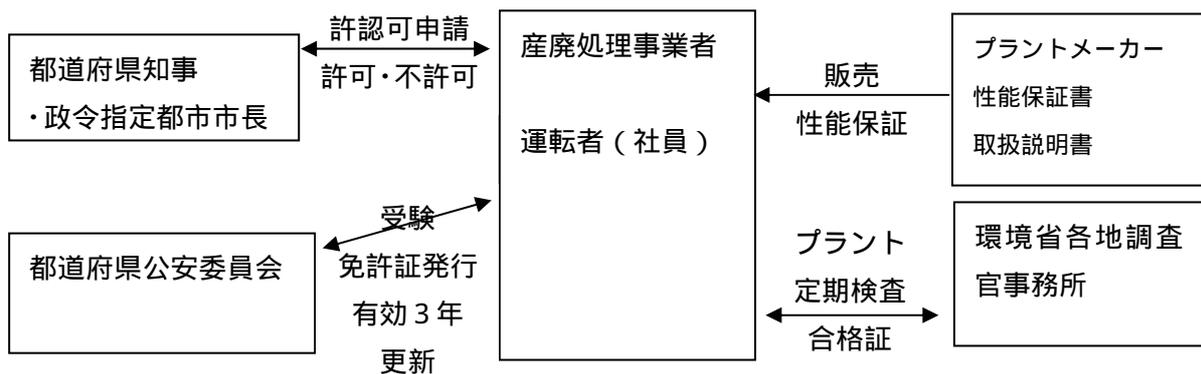
廃棄物処理法の改正等により排出者の責任が強化され、処理業者の選択は重要な課題となり「処理業者の格付け」の必要性が議論され始めた。

- 1) メディアに報道される香川県豊島や青森・岩手県境産廃不法投棄事件の原因者は許可業者であった。
- 2) 一部の悪徳業者の犯罪が、処理業界全体に与える悪影響を懸念する処理業者からも「格付け」の早期整備のニーズがある。
- 3) しかし、社会の共通認識の未形成等に加え、「格付け手法」「格付け事業の主体」「格付け情報の取り扱い」や「外形的評価の限界」が考えられ実施までに相当の曲折が予測される。
- 4) 現行処理施設の設置許可制は、施設の是非より住民意向を尊重する建前から、許可の取得は時間的に、経費的に困難を伴うが、一旦許可を得て稼動すると、苦情・告発がない限りチェック機能は薄い現状にある。

**政策の概要**

- 1) 施設の許可については従前とおり許認可制とする。プラントメーカーへの製造者責任を強化して、不具合のあるプラントについては自動車同様リコール義務を課す。
- 2) プラントの定期検査を制度化し検査合格証を付与する。
- 3) プラントのオペレーターは運転免許（産廃19種類ごと）取得者に限りオペレーションできる。違反者には停止・取消し等行政処分を行う。
- 4) 公安委員会は、制度の仕組みを構築、運営は第三者機関にアウトソーシングする。

## 政策の実施方法と全体の仕組み



### 政策の実施主体（提携・協力主体など）

議員立法による。

### 政策の実施により期待される効果

廃棄物の多様化により、処理困難物とりわけ有害物資等の不適切処理は、人命に係る問題となっている。プラントメーカーの技術開発も発展途上が多く製造者責任まで果たせるメーカーは少ない。プラントの定期検査を制度化することにより、不具合の早期是正がなされる効果がある。また、オペレーターに試験(学科・技能)を課すことにより、誤操作等の初歩的ミスを防止できる。自動車免許同様反則点数制度を導入することにより、適切な処理場の運営の促進に寄与できる。不法投棄の根絶にも効果が期待できる。

### その他・特記事項

立法後、試用期間を1年間設定の上、施行さらに見直しを行うことで、国民からの支持を得られる。